

第2委員会報告資料

報告第19号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・・・・・・ P 1

報告第20号 学校給食に係る和解に関する専決処分について・・・・・・・・ P 3

報告第21号 学校給食に係る和解に関する専決処分について・・・・・・・・ P 4

学校施設空調整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

総合図書館新ビジョンの策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

平成26年6月
教育委員会

報告第 19 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童又は生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 1478 号 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報に ついては掲載しておりません	円 217,280	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 25 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 1554 号 学校給食費請求事件		187,973	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 25 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 1872 号 学校給食費請求事件		187,973	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 25 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 2350 号 学校給食費請求事件		217,280	平成 26 年 1 月 31 日	平成 26 年 3 月 25 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 2543 号 学校給食費請求事件		282,867	平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 5 月 7 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 2544 号 学校給食費請求事件		282,867	平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 5 月 7 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 3049 号 学校給食費請求事件		105,586	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 5 月 23 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 3197 号 学校給食費請求事件		89,235	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 5 月 23 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 3292 号 学校給食費請求事件		229,190	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 5 月 30 日

報告第 20 号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 26 年 3 月 11 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成 26 年（ハ）第 8 号
学校給食費請求事件

2 和解の相手方

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

3 和解条項

- (1) 相手方らは、本市に対し、本件債務として、合計 165,205 円（内訳は次のとおり）を連帯して支払う義務があることを認める。
滞納学校給食費 121,185 円
第 1 回口頭弁論期日までの延滞金 39,040 円
支払督促申立手続費用 3,980 円
訴訟手続費用 1,000 円
- (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。
ア 平成 26 年 4 月から平成 27 年 7 月まで毎月末日限り 10,000 円ずつ
イ 平成 27 年 8 月末日限り 5,205 円
- (3) 本市と相手方らは、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方らが第 2 号の分割金の支払を 2 回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第 1 号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を連帯して支払う。
- (5) 本市は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

報告第 21 号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 26 年 3 月 11 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成 26 年（ハ）第 25 号及び第 26 号
学校給食費請求事件

2 和解の相手方

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

3 和解条項

- (1) 相手方らは、本市に対し、本件債務として、合計 142,642 円（内訳は次のとおり）を連帯して支払う義務があることを認める。
滞納学校給食費 101,672 円
第 1 回口頭弁論期日までの延滞金 35,990 円
支払督促申立手続費用 3,980 円
訴訟手続費用 1,000 円
- (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。
ア 平成 26 年 4 月から平成 28 年 7 月まで毎月末日限り 5,000 円ずつ
イ 平成 28 年 8 月末日限り 2,642 円
- (3) 本市と相手方らは、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方らが第 2 号の分割金の支払を 2 回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第 1 号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を連帯して支払う。
- (5) 本市は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

学校施設空調整備事業について

1 実施方針

(1) 方針

児童生徒が健康で快適に学習できる環境を整えるため、福岡市立小・中学校の全普通教室に空調設備を整備する。

(2) 方針策定の背景

① 温暖化の進行

- 福岡市も長期的に気温が上昇しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。
- 7・8月の平均気温が全国一となるなど、平成25年の福岡市は国内でも有数の暑さで、5月から9月の出校日のうち約4割が真夏日又は猛暑日となった。
- 教室温度は7月から9月中旬までの多くの日で28℃を超えており、特に平成25年7月は調査を実施した全ての日が30℃を超えていた。

② 児童生徒の健康状況

- 猛暑と言われた平成25年は平成24年に比べ、夏季に体調を崩す児童生徒が増加した。
- ほとんどの児童生徒は、家庭で空調機を前提とした生活を行っており（平成25年の世帯普及率90.6%）、夏季に体調不良を訴える児童生徒が多い一因となっている。
- 「学校環境衛生基準」（文部科学省告示）では、教室等の温度について、『10℃以上30℃以下であることが望ましい』とされている。

③ 教育環境等の変化

- 環境変化への対応
5月や6月でも、PM2.5の観測濃度が基準値を大幅に超える場合には、窓を閉め切らざるを得ない状況があり、室内の温度を調整する必要がある。
- 授業時数の増加
学習指導要領の改訂で増加した授業時数を確保するため、夏休み前後の短縮授業が行えなくなり、気温の高い午後も授業を行なわざるを得ない状況となるなど、教育環境の整備が急務となった。

2 事業概要

(1) 事業推進の基本的な考え

- 児童生徒の体力的な面を考慮し、小学校を先行して整備することとし、平成27年度に全小学校、平成28年度に全中学校を整備する。
- 財政負担の平準化を図るため原則としてPFI事業とし、PFI事業に組み入れ難い学校については従来の発注方式(直接施工)を併用する。
- PFI事業、市の直接施工ともに地場企業の参入を図る。
- 国の交付金の活用を図る。

(2) 事業規模

① 対象学校数及び教室数

- 騒音対策として全普通教室に空調設備を整備している学校を除いた全小中学校。

- 現時点での推計値に基づき、平成28年度に必要となる教室を対象とする。

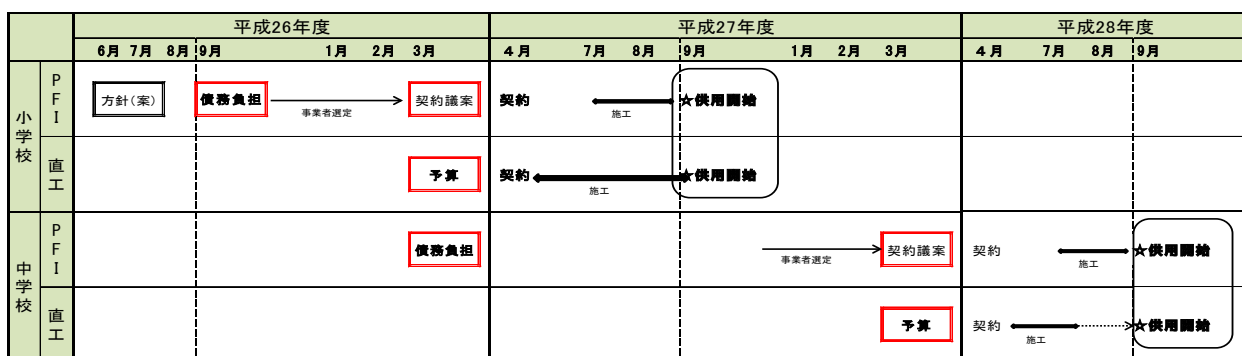
校種	対象校数	対象教室数	整備年度
小学校	106校	1,958教室	平成27年度
中学校	58校	983教室	平成28年度
合計	164校	2,943教室	

※教室数は現時点の想定

② 想定事業費

- 施工費用：53億円～59億円
- 維持管理費等：約3億円/年

(3) 全体スケジュール



※ [] は議決事項

(4) 検討課題

児童生徒の健康に悪影響を及ぼさない空調の運転方法や、空調整備後の学力向上対策として夏季休業期間の見直しやその活用方法等を早急に検討する。
また、厳冬期の室温管理についても併せて検討していく。

3 平成27年度施工(小学校対象)について

(1) 概要

- ① 民間の資金と技術力、経営ノウハウ等を活かして、財政負担の軽減と平準化を図りながら短期間に大量の整備を実現する事業手法としてPFIを採用し、直接施工との併用により整備を行う。
- ② 平成27年9月の全校供用を目指す。

(2) 直接施工について

- 施工面、維持管理面でPFI事業に組み入れ難い学校を対象とする。
 - ・大規模改造工事の実施など他の工事と工期が重複する学校
 - ・騒音対策で既に一部の普通教室に空調設備を整備している学校
 - ・離島校
 - ・小規模校

※ 離島中学校3校については、小学校に合わせ施工する。

工事重複	一部整備済	離島(小)	小規模	計	離島(中)
11校	8校	3校	8校	30校	3校
213教室	73教室	12教室	53教室	351教室	9教室

(3) PFI事業について

① 事業対象

空調整備事業対象校のうち直接施工対象校を除く全小学校の普通教室
76校 1,607教室

② 事業単位

学校間の公平性を確保しながら早期の一斉導入を実現するとともに、その後の維持管理面における学校間の公平性と緊急時の迅速な対応等及び効率性・経済性の確保が必要であることから、各小学校を東部地域・西部地域の2エリアに束ねて事業実施する。

③ 公募の考え方

本市公共工事の発注にあたっては、従来より地場企業の育成、振興を図る立場から可能な限り地場企業を優先するとともに、地場企業の受注機会を増大することを基本方針としている。特に、今回の事業は地域に最も身近な学校施設における事業であることから地場企業が事業主体となって実施することが望まれるため、地場企業の施工能力を勘案する必要がある。

④ 事業期間

平成27年4月～平成40年3月（13年間）

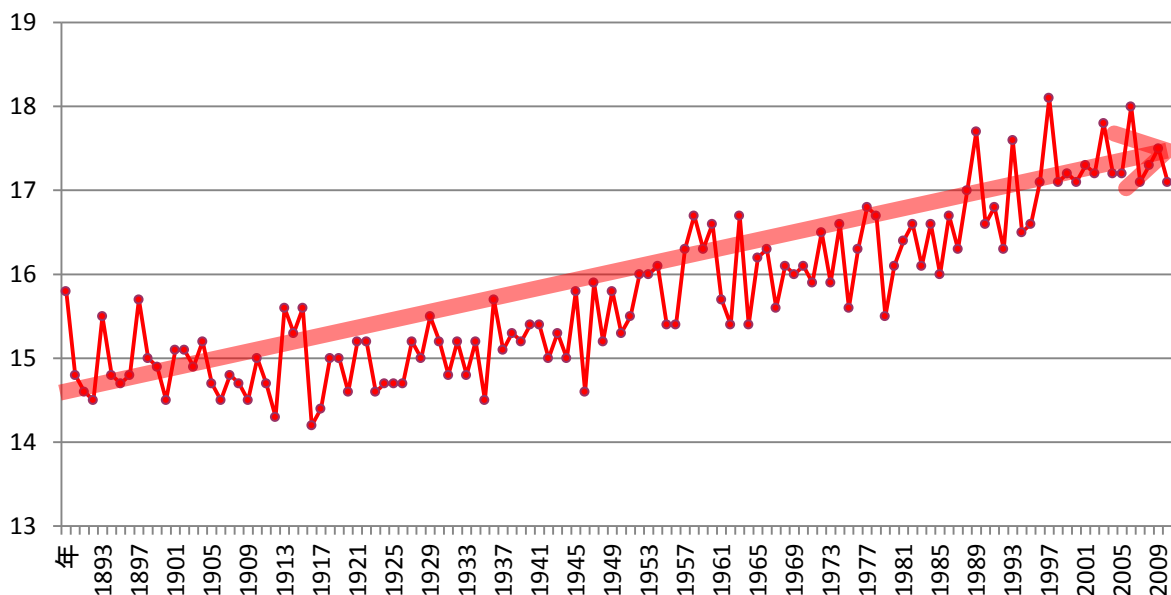
⑤ 事業範囲

- 空調設備の整備（設計・施工・工事監督）
- 空調設備の維持管理（保守・運用に係るデータの記録）
- 増設・移設時の整備及びその後の維持管理
- ※ 動力源の契約及び支払（光熱費）については、市で実施する。

4 平成28年度施工(中学校対象)について

- 小学校と同様、PFI事業を中心にしながら、直接施工との併用により整備し、平成28年9月の全校供用を目指す。
- 整備対象 55校 974教室（離島3校9教室は平成27年度施工）
- 詳細については現在検討中。

<資料1 福岡市の年平均気温の推移(1892～)> ※ 気象庁データに基づく



<資料2 福岡市の「真夏日」等の日数(夏休み期間を除く)と平成25年夏の最高気温>

※ 気象庁データに基づく

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
真夏日 (最高気温が30℃以上の日)	31日	33日	38日	23日	39日
猛暑日 (最高気温が35℃以上の日)	0日	4日	2日	1日	3日
最高気温	34.8℃ (7/18)	36.4℃ (9/1)	35.7℃ (7/17)	36.1℃ (7/18)	35.5℃ (7/16)

○夏休みを除く5～9月の出校日のうち約4割が「猛暑日」又は「真夏日」

[月間平均気温の全国ランキング] ※気象庁データに基づく

(平成25年7月)

(平成25年8月)

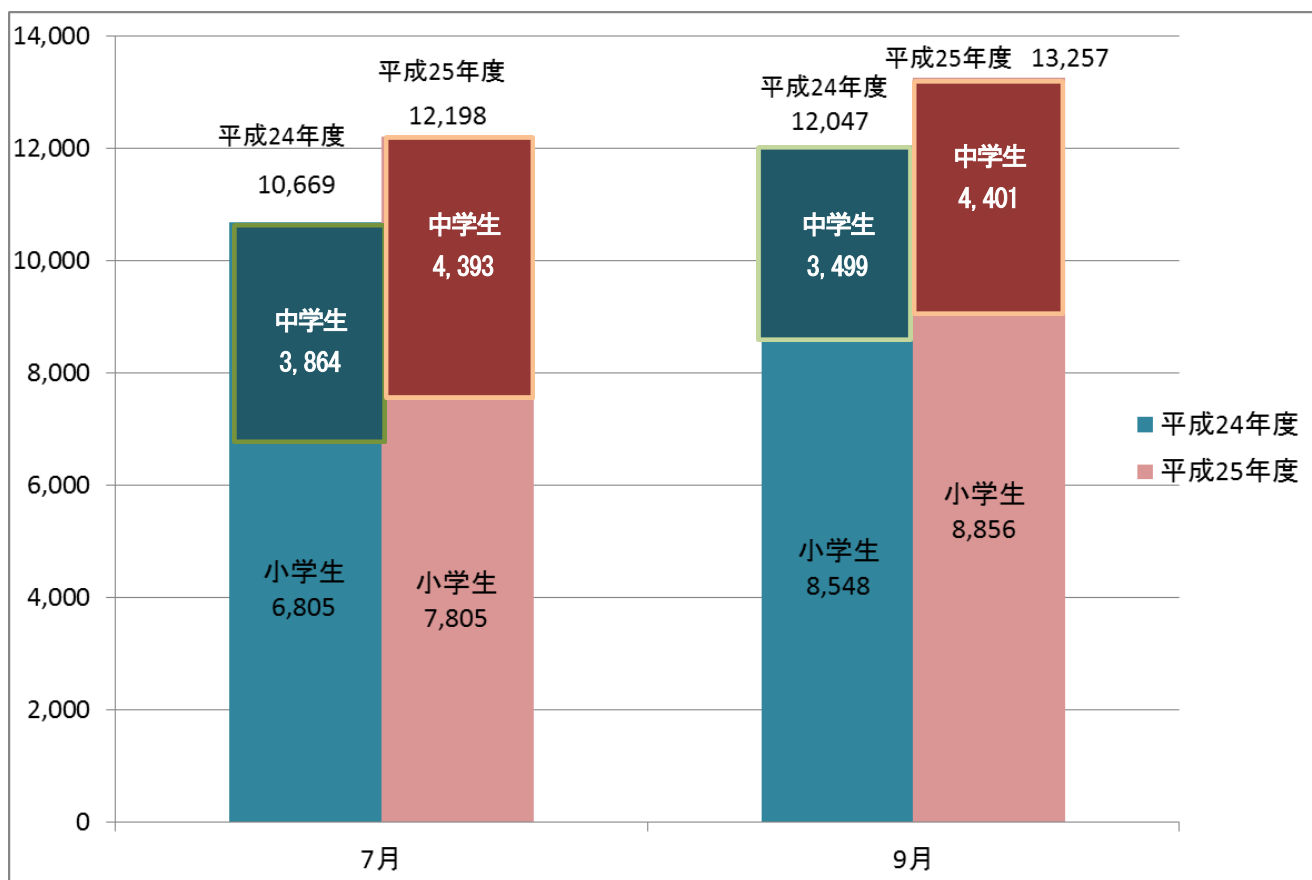
順位	測定ポイント	平均気温(℃)
1	福岡	30.0
2	北原(沖縄県)	29.6
3	石垣島(沖縄県)	29.5
3	前原(福岡県)	29.5
5	鹿児島ほか沖縄県3地点	29.4

順位	測定ポイント	平均気温(℃)
1	福岡	30.0
1	鹿児島	30.0
1	大阪	30.0
4	北原(沖縄県)	29.9
5	高松	29.8

※ 全国の測定ポイント 929 箇所の比較

<資料3 夏季の保健室来室者数の変化 (H24・H25) >※ 福岡市調査

(空調未整備の小・中学校の体調不良による合計)



小学校空調整備PFI事業実施方針（案）

福岡市立小学校における普通教室の空気調和設備（以下「空調設備」という。）等の整備及び維持管理をPFI方式により実施するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条に基づき、実施方針を策定し、公表するもの。

また、事業者募集の際に、福岡市が本事業において事業者を求めるサービスの内容等について示す要求水準を公表する予定としており、その素案についても実施方針にあわせて公表するもの。

なお、実施方針及び要求水準は、公表後の民間事業者からの有益な意見等を踏まえ、内容の見直し及び変更を行うことがある。

1 実施方針（案）の概要

(1) 事業目的

本事業は、小学校の普通教室に空調設備を整備することにより、児童に健康で快適な学習環境を提供すること、また、事業の実施にあたって民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ることを目的とする。

あわせて、地域密着型の公共施設整備と多数の施設について長期間にわたる維持管理を実施する事業の特性に鑑み、事業者によるきめ細かくて即応性のあるサービス提供の実現のため、整備対象の小学校を束ねて二つの事業エリア（東部地域・西部地域）を設定することにより、多くの地場事業者の参画を促し、もって地域経済の活性化に資するものとする。

(2) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、対象校の普通教室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市に対する所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務を行うものとする。対象となる事業の範囲は以下のとおりとする。

- ① 空調設備等の設計業務
- ② 空調設備等の施工業務
- ③ 空調設備等の工事監理業務
- ④ 空調設備等の維持管理業務
- ⑤ 空調設備等の移設等業務

(3) 事業方式

選定事業者が、自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(4) 事業期間

事業契約締結の日（平成27年4月を予定）から、平成40年3月31日まで

(5) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 27 年 4 月
設計及び施工期間	平成 27 年 4 月～平成 27 年 8 月
維持管理期間	平成 27 年 9 月～平成 40 年 3 月
事業終了	平成 40 年 3 月末日

(6) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、事業者空調設備等の整備に加え、長期間にわたる維持管理並びにこれらに付随する一切の業務を長期間にわたり確実に遂行できる総合的な能力を求める。

このため、事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価するものとし、入札説明書等で定める条件や要求水準等を満たしていることを前提に、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定するものとする。

(7) 事業者選定の手順（主なもの）

事業者の選定に当たっては、次の手順で行うことを予定している。

日 程（予定）	内 容
平成 26 年 7 月 3 日	実施方針案等の公表
7 月 11 日	実施方針案等の説明会
7 月 25 日～8 月 22 日	第 1 回現地見学会（全対象校）
9 月下旬	特定事業の選定・公表
〃	入札説明書等の公表
〃	入札説明書等の説明会
〃	第 2 回現地見学会（モデル校 2 校）
9 月下旬～10 月上旬	入札説明書等に関する質問の受付
10 月下旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
12 月上旬	提案書の受付
平成 27 年 1 月中旬	落札者の決定
2 月中旬	基本協定の締結
〃	仮契約の締結
4 月上旬	事業契約の締結

(8) 事業者選定委員会

次の構成による事業者選定委員会において最優秀提案の決定を行う。

学識経験者（建築・設備・環境，経済，教育）	2 名以上
学校現場	1 名以上
行政（福岡市教育委員会職員）	1 名

(9) 入札参加資格の概要

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループとし、入札に参加しようとする事業者から、資格確認書類の提出を求める。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

- ① 共通の参加資格要件
 - ・本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立すること。
 - ・空調設備等の設計，施工，工事監理，維持管理の各業務ともに，地場企業が構成企業又は協力企業として参画すること。
 - ・市税等を滞納していないこと。
 - ・本事業におけるアドバイザー業務受託者及び事業者選定委員会の委員と密接な関連がある者でないこと。 など
- ② 個別の参加資格要件
 - ・当該業務の遂行に必要な登録・許可等を受けていること。
 - ・福岡市競争入札有資格者名簿に登載（管工事，電気工事，設備設計）されていること。
 - ・一定の有資格者を有していること。 など

2 要求水準素案の概要

(1) 基本方針及び留意項目

- ① 基本方針
 - ・安全で快適な室内環境の実現
 - ・経済的で良好な設備導入と維持管理
 - ・環境負荷の低減 など
- ② 事業計画に関する留意項目
 - ・リスクへの適切な対応
 - ・地域社会・地域経済への貢献 など
- ③ 設備整備，維持管理等に関する留意項目
 - ・ライフサイクルコストへの配慮
 - ・緊急時の対応 など

(2) 主な要求水準の内容

- ① 設計業務要求水準
 - ・室外機等の設置位置や周辺環境に応じた防音，防振及び塩害対策
 - ・空調設備の各室単位の個別運転及び集中管理の実現
 - ・空調設備の性能に関するモニタリングのための設備の導入 など
- ② 施工業務要求水準
 - ・施工期間中における学校現場の安全確保
 - ・騒音，振動，粉塵，車両通行等学校教育環境及び周辺への影響への配慮 など
- ③ 工事監理業務要求水準
 - ・供用開始時期に確実にサービス提供が可能となる工程管理
 - ・工事検査及び試運転の実施 など
- ④ 維持管理業務要求水準
 - ・機器の故障等の不具合発生時の迅速な対応体制の構築
 - ・空調稼働時間，月間消費エネルギー量の計量，記録及び報告
 - ・性能維持に必要な点検，保守，修繕，フィルター清掃及び消耗品交換 など

⑤ 移設業務要求水準

- ・改修・改築その他により移設が必要になった設備の市負担による移設 など

総合図書館新ビジョンの策定について

1 新ビジョン策定の趣旨

福岡市総合図書館は、「福岡市新図書館基本計画」（平成3年2月策定）に基づき、市民ニーズに的確に応える生涯学習社会の中核的施設、また21世紀における魅力ある学習・情報・文化の拠点施設を目指し、図書、映像及び文書資料の3部門で構成する新しい型の図書館として、平成8年6月に開館した。

その後今日までに様々な施策を推進してきたが、基本計画の策定から約20年が経過する中、少子・高齢化や高度情報化、国際化の進展など社会状況が大きく変わり、市民ニーズも高度化、多様化してきた。

こうした社会状況の変化に対応するため、これまでの取り組みの方向を改めて整理するとともに、今求められる図書館の役割を踏まえ、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するために、「福岡市新図書館基本計画」の後継となる計画「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定するもの。

2 新ビジョン策定の経緯

社会状況の変化に対応し、これまで以上に市民や地域に役立つ図書館になるため、「これからの図書館のあり方について」懇話会を設置し、平成23年9月から平成24年5月まで5回開催して、将来的な図書館の方向性についてのご意見をいただいた。

さらに、平成25年5月に「これからの福岡市図書館のあり方」について、総合図書館運営審議会に諮問し、5回の開催を経て平成25年11月に答申をいただいた。

この答申を踏まえ、これから目指すべき図書館像を定める「福岡市総合図書館新ビジョン（素案）」をまとめ、平成26年3月に第2委員会に報告ののちに実施したパブリック・コメントを経て、「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定するもの。

3 新ビジョンの基本理念と目指す図書館像

(1) 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

(2) 目指す図書館像

- ① 誰もが楽しめる魅力ある図書館
- ② さまざまな情報を求める市民に応える図書館
- ③ 子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館
- ④ 総合図書館の特色を生かした図書館

4 計画期間

平成26年度を始期とする10年間（平成35年度まで）

5 進行管理と評価

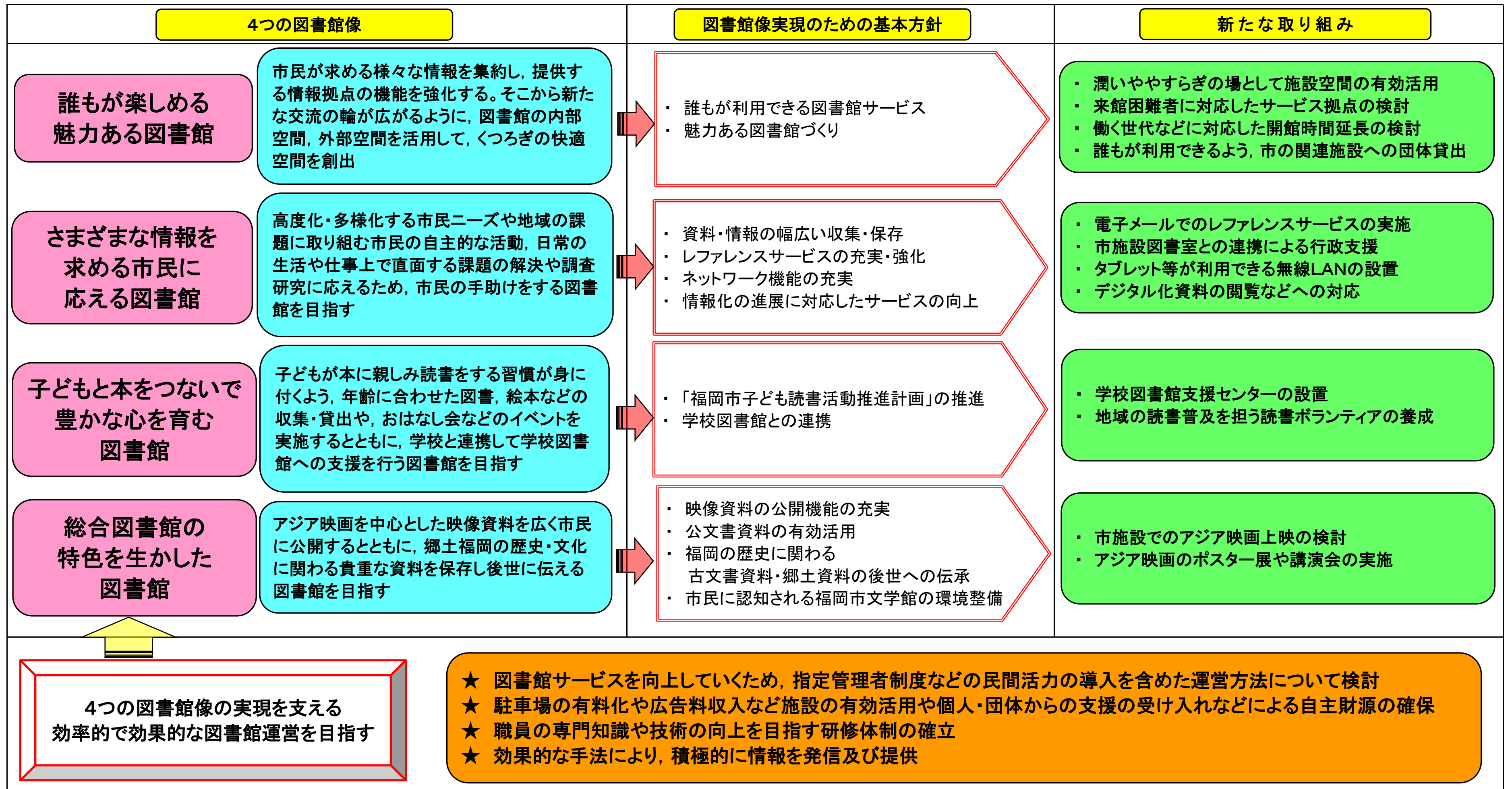
- ・事業計画や成果指標を定め、計画的に事業を実施
- ・年度ごとに図書館サービスについて、市民アンケートを実施し、内部評価を行う
- ・内部評価について意見を聴くため、「福岡市図書館評価委員会（仮称）」を設置して、外部評価を行い、結果を公表する

福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す



福岡市総合図書館新ビジョンの策定に係る 市民意見募集の実施結果について

1 意見募集

(1) 意見募集期間

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）から平成 26 年 4 月 30 日（水曜日）まで

(2) 福岡市総合図書館新ビジョン（素案）の公表

以下の場所で配布するとともに、福岡市ホームページ、図書館ホームページ、教育委員会ホームページに掲載しました。

福岡市総合図書館、各分館、各区役所市民相談室、入部出張所、西部出張所、情報プラザ（市役所 1 階）、情報公開室（同 2 階）、教育委員会総務課（同 11 階）

(3) 意見の提出方法

素案資料の配布場所への持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより、意見を受け付けました。

2 意見の提出状況

意見提出者数 119 人

（提出方法：持参 56 件、郵送 5 件、ファクシミリ 37 件、電子メール 21 件）

意見件数 250 件

3 意見への対応

修正反映した意見件数 10 件

4 意見の類型と主な意見

内容	件数	%
運営体制について	98	39.2%
新たなサービス拠点、ネットワークの充実等について	22	8.8%
学校図書館支援センター、子どもたちの読書活動の支援について	20	8.0%
施設空間や財産活用について	19	7.6%
基本理念に関することについて	14	5.6%
開館時間や閉館日について	14	5.6%
蔵書、資料収集について	12	4.8%
職員の研修について	9	3.6%
広報広聴について	7	2.8%
事業・イベントについて	7	2.8%
レファレンス機能について	6	2.4%
映像部門について	6	2.4%
その他	16	6.4%

(1) 運営体制について

- ・社会教育，生涯学習の場は，行政が直接運営すべきである
- ・図書館の役割からみて，指定管理者制度では継続性が保てず，新ビジョンで掲げる長期的取り組みが困難。ノウハウや経験が切り捨てられ，サービスが低下する
- ・開館時間延長のために労働コストを低く抑えることは，サービス低下とともに労働環境を悪化させる
- ・民間活力の導入により，多くの課題が解決される

【意見に対する考え】

ご意見は，民間活力の導入を含めた運営方法の検討を進めていく上での，参考にさせていただきます。

運営方法につきましては，平成 24 年 12 月に文部科学大臣が告示した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において，指定管理者等に図書館の管理を行わせる場合，この基準に定められた事項が確実に実施されるように努めるものと規定されておりますので，これを踏まえて検討してまいります。

(2) 新たなサービス拠点，ネットワークの充実等について

- ・本の受け取り，返却場所を増やしてほしい
- ・移動図書館車によるサービスが必要である
- ・市の施設などの図書施設と連携して，サービスを充実させてほしい

【意見に対する考え】

交通の便の良い公共施設などへのサービス拠点の設置を検討するとともに，ネットワークの充実につきましても，各施設や団体と十分に連携を取りながら進めてまいります。

(3) 学校図書館支援センター，子どもたちの読書活動の支援について

- ・学校図書館支援センターに期待している。早期に取り組んでほしい
- ・学校図書館とのネットワークを強化して，子どもたちの読書活動を支援してほしい

【意見に対する考え】

学校図書館支援センターの設置につきましては，市内の学校図書館での読書活動がより盛んになるよう，教育委員会の関係部署で協議を進めております。

(4) 施設空間や財産活用について

- ・ 図書を静かに利用する場と同時に、交流の場があつていい
- ・ 限られた予算を、快適な空間づくりのために費やす必要はない
- ・ テナントや広告スペースなどで収益をあげてはどうか

【意見に対する考え】

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる場となるよう、快適な空間づくりを進めてまいります。自主財源の確保につきましては、レストランや自動販売機の設置等に取り組んでいるところです。今後とも、図書館利用以外に対する駐車場の有料化を進める他、施設の有効活用等の取り組みを進めてまいります。

(5) 基本理念に関することについて

- ・ 図書館を利用していない層を意識しすぎず、従来の利用者も大切にしてほしい
- ・ 観光拠点を目指していくような印象を受ける。公共図書館としての役割をしっかりと認識してほしい

【意見に対する考え】

市民にとって最も身近な生涯学習施設であることを踏まえ、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」という基本理念の実現に向けて、新たな図書館像を定め、取り組んでまいります。観光については、情報提供する機能を強化し、誰もが楽しめる魅力ある図書館を目指すものです。

(6) 開館時間や閉館日について

- ・ 開館時間を延長してほしい
- ・ 閉館日を減らしてほしい

【意見に対する考え】

働く世代などに対応した開館時間の延長等について、検討してまいります。

(7) 蔵書、資料収集について

- ・ 図書の購入予算を確保して、蔵書を充実させてほしい
- ・ 蔵書充実のために、市民からの寄贈や金銭寄付にも取り組んでほしい

【意見に対する考え】

公共図書館としての役割を発揮できるよう、充実した資料収集を行い、市民の多様なニーズへの対応に引き続き努めてまいります。また、個人・団体からの支援の受け入れにも取り組んでまいります。

(8) 職員の研修について

- ・サービス向上にむけて、職員はスキルを磨いてほしい
- ・市民ニーズの把握、地域の課題解決が実行できる研修を期待する

【意見に対する考え】

職員研修につきましては、高度化、多様化する市民ニーズに応じていくため、資質の向上を目指し、業務マニュアル等を作成するとともに内容を充実させ、計画的に実施してまいります。

(9) 広報広聴について

- ・図書館を利用していない層に対して、もっと積極的に広報に取り組むべき
- ・ホームページを使いやすくし、また機能を充実させてほしい

【意見に対する考え】

図書館の利用方法やサービス内容、事業等については、効果的な手法により、積極的に発信・提供してまいります。

(10) 事業・イベントについて

事業やイベントについての具体的なアイデア提案

【意見に対する考え】

基本理念である「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」の実現に向けての取り組みの参考にさせていただきます。

(11) レファレンス機能について

- ・情報を求める利用者に対して、十分に対応できる窓口であってほしい

【意見に対する考え】

市民の多様なニーズに対応した資料収集を行い、課題解決の支援に引き続き努めてまいります。

(12) 映像部門について

- ・貴重な映像資料をもっと活用してほしい

【意見に対する考え】

収集したアジア映画の、映像ホール以外での施設上映を検討してまいります。